

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和6年6月10日

岡山県知事 伊原木 隆太



1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名
ももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業
- (2) 業務内容
業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作、小分類分類5広告・広報又は小分類6イベント企画・運営」であり、格付区分がA又はBであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県子ども・福祉部子ども未来課少子化対策班
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
TEL：086-226-7347（直通）
FAX：086-226-7902
E-mail：syoushika@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

- (1) 技術提案説明書、仕様書等の配布期間及び場所
 - ①配布期間
令和6年6月10日（月）から令和6年7月5日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - ②配布場所
上記3の場所に同じ
なお、岡山県子ども未来課ホームページからダウンロードできる。
ホームページ：https://www.pref.okayama.jp/site/321/921764.html
- (2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法
 - ①提出期間
令和6年6月24日（月）から令和6年7月5日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - ②提出場所
上記3の場所に同じ
 - ③提出方法
持参又は郵便等（書留郵便等、配送状況が追跡可能なものに限る。）

(3) 技術提案参加資格要件の審査

① 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

② 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和6年7月10日（水）までに、下記（4）③の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

① 受付期間

令和6年6月10日（月）から令和6年7月12日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 方法 「仕様書に対する質問・回答書」によりFAXすること。

③ 宛先 岡山県子ども・福祉部子ども未来課少子化対策班

FAX：086-226-7902

④ 技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案

(1) 提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所へ直接持参又は郵送等により提案書等を提出しなければならない。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

① 提出期限 令和6年7月16日（火）

② 提出場所 上記3の場所と同じ

③ 提出書類

ア 提案書（様式第4号）

【原本1部+写し4部】

イ 企画提案書

【原本1部+写し4部】

ウ 評価基準項目の内容に係る提案書

【原本1部+写し4部】

エ 当該事業類似事業に係る資料

【原本1部+写し4部】

オ 見積書（任意様式に内訳を記載）

【原本1部+写し4部】

(2) 技術提案書の説明

技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

① 日時 令和6年7月18日（木）午後（時刻の詳細は別途連絡する。）

② 場所 岡山市中区小橋町1-1-25 小橋庁舎202会議室

7 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 採用者の決定方法

① 別途設置する審査委員会で審査の上決定する。

② 原則として、プレゼンテーション後10日以内に受託予定者を決定し、通知する。

③ 審査時における評価は、「業務委託仕様書」の趣旨、内容に沿ったものであるかどうかについて、総合的に判断する。なお、見積金額についても、10/100の割合で審査の対象とする。

(3) 契約保証金 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) その他

① 詳細は、技術提案説明書による。

② プレゼンテーション参加に係る費用は、参加者負担とする。

③ 提出書類は返却しない。

④ 審査の過程において追加資料を求める場合がある。また、業務受託者決定後、動画の企画内容について一部調整する場合がある。

8 契約

契約形態は、委託契約とし、契約候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。

技術提案参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山県子ども・福祉部子ども未来課長 殿

住所（所在地）
商号又は名称
代表者職・氏名 印
（担当者：）
（電話番号：）
（FAX番号：）

令和6年6月10日付けで公告のあった技術提案に参加したいので、関係書類を添えて
申し込みます。

なお、技術提案参加資格を満たしていること及び添付書類のすべての記載事項は、事実
と相違ないことを誓約します。

記

1 公告番号 子未第102号

2 業務名 ももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業

3 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日

4 添付書類（有・無）

添付書類有の場合、書類名を記入

--

参加資格不適合通知書

子未第 号
令和 年 月 日

住所（所在地）
商号又は名称
代表者氏名 様

岡山県知事 伊原木 隆太

先に参加表明のあったももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業業務委託に係る技術提案の参加資格について審査した結果、貴社については、次の理由により参加資格がないことを確認しましたので通知します。

記

参加資格がないと認められた理由	
-----------------	--

仕様書に対する質問・回答書

令和 年 月 日

岡山県子ども・福祉部子ども未来課長 殿

所在地

商号又は名称

代表者

(担当者:)

(電話番号:)

(FAX番号:)

公告番号	子未第102号
業務名	ももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業
質問事項	
回答	

*質問は1問ずつ別紙とすること

ももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業業務委託に係る提案書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

印

ももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業業務委託に係る技術提案に参加したいので、下記のとおり提案書類を提出します。

記

<提出書類>

提出書類	部数
	原本1部及び複写4部

<連絡先（問い合わせ先）>

商号又は名称		
住所（所在地）		
代表者氏名		
担当者連絡先	担当者（職）・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

ももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業業務技術提案説明書

1 業務名

ももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業

2 業務概要及び内容

ももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業業務委託仕様書のとおり

3 提案の条件

・「ももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業業務委託仕様書」に基づき、協賛店の拡大及びももっこカードアプリ版のダウンロードと利用促進につながる内容を盛り込んだ企画を提案すること。また、より周知効果が高い手法がある場合はあわせて提案すること。

4 提出書類

- (1) 提案書（様式第4号）【原本1部＋写4部】
- (2) 企画提案書（様式は定めないがA4サイズとする）【原本1部＋写4部】
 - ① 企画提案の概要、趣旨、コンセプト等を記載すること。
 - ② 絵コンテや写真等を活用し、分かりやすく表現した資料をもって提案すること。（枚数制限なし。また、映像等による提案も可とする。）
- (3) 評価基準項目の内容に係る提案書【原本1部＋写4部】
 - ① 業務の実施体制に関する資料（様式任意）として、本業務の責任者及び各業務の責任者、担当者を記載した体制図を作成すること。また、責任者、担当者等について、その所属、氏名、実務経験、本業務における役割等を併せて記載すること
 - ② 企業等の概要（様式任意）は既存のパンフレット等でも可。共同提案の場合は、全参加企業の概要を添付すること。
- (4) 当該事業類似事業に係る資料（過去5年の事業一覧）【原本1部＋写4部】
企画運営した実績及びパンフレット等の主な制作実績についてその企画内容や成果物等が分かる資料を添付すること。
- (5) 見積書（様式任意）【原本1部＋写4部】
積算根拠を明確に具体的に記載すること。本業務にかかる制作費、交通費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。
※見積書には会社名及び役職、代表者名を明記し、代表者印を押印すること。

5 最優秀提案者の選定方法

- (1) 審査会に先立ち、事務局は実績に対する評価及び経費見積書の価格に対する評価について事前評価する。
- (2) 審査委員は、企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに提案内容に対する評価により、提案の評価（100点満点）を行い、事務局が集計する。
- (3) 集計結果をもとに全審査委員による協議を行って最優秀者を選定し、最優秀提案者以外の者についても順位付けを行う。なお、当該得点について、同点の提案者が複数となった場合は、審査委員の協議により順位を決定することとする。

6 留意事項

委託業務契約締結後の企画・制作・実施に当たっては、作業の各段階において、岡山県と協議を行い、決定していくものとする。

7 提案書等の評価基準

<評価基準>

評 価 項 目		配 点
技 術 提 案 書	1 企画の意図をよく理解しているか。 ・ももっこカード協賛店の拡大、ももっこカードアプリ版のダウンロードや利用促進につながる内容となっているか。	2 0
	2 協賛店拡大のための取組が魅力的な企画となっているか。 ・協賛店拡大につながる内容となっているか。 ・子どもを連れた家族や子どもと一緒に利用することが多い店等の確保が見込めるか。 ・協賛店確保数（200店以上）が見込める提案となっているか。	2 0
	3 ももっこカードアプリ版のダウンロードや利用促進につながる魅力的な企画となっているか。 ・周知方法等が、効果が見込める内容となっているか。 ・イベント等の企画が魅力的なものとなっているか。	2 0
	4 おかやま子育て応援宣言企業及び子育てサポート企業（くるみん）制度を紹介するパンフレットのデザイン等が若者等への周知に効果的な提案となっているか。 ・パンフレットのデザインイメージが魅力的で適切なものとなっているか。 ・若者等への認知度向上につながるデザインになっているか。	1 0
	5 委託事業実施体制、手順、人員配置計画等の体制が十分かつ信頼性が高いものとなっているか。	1 0
	6 当該事業と類似の事業の実績はあるか。	1 0
見 積 書	7 経費見積書の内容は妥当であるか。	1 0
合 計		1 0 0

ももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業業務委託仕様書

1 趣 旨

令和6年1月から運用を開始している「ももっこカードアプリ版」を幅広く対象者に周知するとともに、ももっこカードの取組に賛同する協賛店登録の拡大を図るため、キャンペーンを展開する。

また、おかやま子育て応援宣言企業について、若者等への認知度向上を図るため、パンフレットを制作する。

2 業 務 名

ももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業

3 委 託 期 間

契約締結日～令和7年3月31日

4 経 費 の 上 限

5,368,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 委 託 内 容

(1) 協賛店確保のための取組実施

県と連携し、令和6年度中に協賛店を200店舗以上（令和5年度実績142店舗）確保することを目標とした企画を立案し、実施すること

（重点的に確保する業種等）

子どもを連れた家族や子どもと一緒に利用することが多い店（子ども用品店、飲食店、観光施設、映画館、複合商業施設型複合施設等）の確保を想定した企画を立案し実施すること。

（取組内容例）

- ・店舗に直接届く方法での周知（直接営業、DM、業界紙への掲載 等）
- ・アプリやホームページ等で新規の協賛店を紹介するキャンペーン など

(2) 利用促進のための取組

「ももっこカードアプリ版」のダウンロードや利用促進につながる企画を立案し、実施すること。

（取組内容例）

- ・協賛店でのポスターの掲示
- ・街頭、公共交通機関等での啓発
- ・SNSを活用した啓発
- ・マスメディア等を活用した啓発
- ・デジタルマーケティングを活用した広告 など

(3) パンフレットの制作

若者や就活生に向けて、おかやま子育て応援宣言企業及び子育てサポート企業（くるみん）制度を紹介するパンフレットを制作すること。具体的な内容は県と協議の上、決定すること。

(印刷部数等)

- ・制度周知用パンフレット（A3カラー両面二つ折り）
※就活フェアや大学等への配布を想定。

5,000部

(4) その他

- ア) その他に店舗拡大及び利用促進に資する企画等があれば提案すること。
なお、実施にあたっては、県と具体的な企画内容を協議の上、進めること。
- イ) ホームページ等を作成する場合は、県の所有するWEBサーバーにデータを格納して公開すること。
- ウ) WEB広告等を活用する場合は、費用を明示するとともに、効果（ターゲット、クリック率等）を県と共有すること。

6 スケジュール（予定）

- | | | |
|-------|--------|---------------------|
| 2024年 | 8月頃～ | パンフレット制作 |
| 2024年 | 8～9月頃～ | 協賛店舗拡大・利用促進キャンペーン準備 |
| 2024年 | 10月頃～ | キャンペーン実施 |

※キャンペーンの実施時期等は予定であり、県と協議の上、準備等を進めること。

7 成果品の納品

業務が終了したときは、速やかに委託業務完了報告書（様式第1号）を作成し、県に提出する。また、ターゲティング広告を分析し効果検証を取りまとめて報告すること。

8 業務基準

- (1) 制作した資材の著作権は、原則としてすべて県に帰属するものとする。
- (2) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、岡山県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (3) 当該業務の実施により、知り得た個人情報については、漏洩等の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- (4) 疑義が生じた事項については、県と受託者が協議して決定すること。

様式第1号)

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

所在地
称号又は名称
代表者氏名

ももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業業務完了報告書

令和6年 月 日付けで契約を締結したももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業について、業務委託契約書第 条第 項の規定に基づき、次のとおり事業が完了したので報告します。

記

- 1 業務名
ももっこカード協賛店拡大・利用促進キャンペーン等事業
- 2 委託期間
令和6年 月 日から令和7年3月31日まで
- 3 成果品
別添のとおり
- 4 ターゲティング広告の実施結果等
別添のとおり

新規登録方法

1 アプリをダウンロード



二次元バーコードからアクセスするか、アプリストアでも「ももっこカード」と検索してダウンロード

2 簡易ユーザー登録



アプリを起動し、「利用規約に同意する」にチェックを入れ、電話番号を入力、パスワードを設定して登録完了

3 アカウント仮登録



「個人情報の提供に同意する」にチェックを入れ、「登録」をタップ

4 アカウント本登録完了



TOP画面に「本登録完了」が表示されれば本登録が完了

5 ももっこカード利用申請



「ももっこカード利用」を申請するをタップ



リンク先のフォームに入力し、「確認」をタップして完了

利用方法

協賛店でももっこアプリのカード画面を提示してサービスをご利用ください。



協賛店の目印

こちらのステッカーや協賛店証が目印です！
協賛店のサービス内容はアプリでもご確認ください。



キャラクターについて

掲載しているキャラクターは、子どもや家族をテーマに、県内の小学生が考えた作品をキャラクター化したものです。少子化対策のイメージキャラクターとして、様々な場面で活用しています。



おがやま子育て応援パスポート

「ももっこカード」がアプリに!!

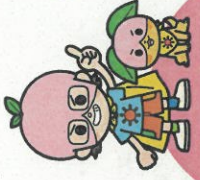
対象年齢がもっとも拡大!!
18歳未満! 使えるよ! 便利な!!



2024年
1月15日スタート!!



このアプリには
岡山を盛り上げる
新キャラクターたちが
たくさん登場するよ!!



全員で何人、何匹が
遊びに来よう!

※アプリ画面はイメージです

「わしっ!」でみんなへGO!!

iPhone



Android



さっそくダウンロードする



ももっこカードに案内ページ
※紙カードが必要な方も詳しくはこちら

【お問い合わせ】岡山県子ども・福祉子ども未来課
岡山市北区内山下2-4-6 TEL.086-226-7347



2024年 1月15日スタート!

ももっこアプリ誕生!!

アプリならこんなことができます!



現在地から協賛店を探せる!



※イメージ



情報を逃さない! アプリ通知機能!!

お住まいの地域や年齢に合った子育て情報が届きます。



〇〇市で子育てを止むエを開催!! SNS投稿キャンペーン実施中!



カードデザインが新しくなりました! 旧カードも引き続き使えます! /

ももっこカード

ももっこカードプレミアム(多子世帯用)

旧ももっこカード

旧多子世帯用カード

ももっこカードプレミアム

旧ももっこカード

さらにおトクな特典・サービスを受けることができます!

次の条件を全て満たす方

- 3人以上子ども(妊娠中の子どもを含む)がいる
- 一番下の子どもは18歳未満

ももっこカードってなに?

みなさまの子育てを応援します!

「おかやま子育て応援バスポート(ももっこカード)」は、協賛店で提示すると、いろいろな子育て応援サービスを受けることができるカードです。協賛店のご厚意により割引や特典などの独自のサービスを提供していただくことで、地域全体で子育てを温かく応援する仕組みです。



便利なももっこカード

知れば知るほど! ももっと!!

対象年齢が拡大されました!

18歳未満まで使えるようになりました!

たくさんのお店がみなさまの子育てを応援しています!!

協賛店数

約 2200 店

※令和5年12月末現在

- スーパー
- ドラッグストア
- ホームセンター
- カフェ
- 飲食店
- 美容院
- 銀行・信用金庫
- ホテル
- 学習塾
- タンク
- クリーニング

協賛店やサービスはアプリ内で検索できます

サービスの幅はひろい!!

お買い物やちょっとしたお出かけスポットまで、協賛店が独自に決めているさまざまな特典やサービスを利用できます!



お昼のサービス所 飲食代 10%OFF!

子育てに嬉しい個別クーポンの提供あり!

多子世帯 優待割引 毎月1割優待!

47都道府県にどんどこ!

日本全国で使えます!!

コナタテマートを掲載している全国の協賛店で、特典やサービスを受けることができます!



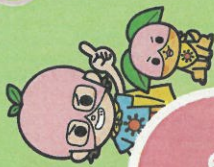
各自治体のアプリ連携カードはこちら



みんなが子育て応援団！子育て家庭にやさしいお店を大募集！

おがやま子育て応援バスポート

「ももっこカード」の協賛店になりませんか？



景品のプレゼント



料金の値引き

アプリでもっと便利に！



※アプリ画面はイメージです。



ポイントアップ



ローンなど金利優遇

対象年齢がもっと拡大!! 18歳未満!の子どもがいる世帯で使えるようになりました!



くわしては中面へGO!!

フレンドリーメニュー
だけでも協賛OKです!



お申し込みについて

お申し込み方法

随時受付中

「ももっこカード」の対象世帯へ子育て応援のサービスを提供していただける企業または事業者等

書類をFAX/メール/郵送で提出する

ホームページからおがやま子育て応援バスポート(ももっこカード)事業協賛申込書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、お申し込みください。なお、店舗等の情報(名称、住所、電話番号及びサービス内容等)の全部又は一部又は一部を非公開とした場合は、備考欄に記入してください。

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県子ども福祉部子ども未来課
TEL.086-226-7347 FAX.086-226-7902
E-mail kosodate@pref.okayama.lg.jp

※ホームページへの写真掲載を希望する場合は、PR用店舗写真2枚(メイン・サブ)の画像ファイルを用意し、電子申請またはメールで送付してください。※画像の規格はjpeg形式とし、画像ファイルにはメイン・サブの名前を付けてください。

ホームページから申し込む

ホームページから「協賛申込(電子申請)」はこちらからボタンをクリックしてください。岡山県電子申請サービスの手続き申込フォームが開きますので、必要事項を入力してお申し込みください。

※利用希望せずに申し込みできます。利用希望せずに申し込みの方は「こちら」をクリックして申し込み手続きを進めてください。



詳しいお申し込み方法についてはこちら →

お申し込み後の流れ

- 1 協賛店証と協賛店ステッカーが届く
貴が申込書の内容を確認して、ホームページに協賛店の情報を掲載し、申し込みいただいた店舗へ、協賛店証等をお届けします。
- 2 協賛店証等の掲示
できるだけ分かりやすい場所に、協賛店証と協賛店ステッカーを掲示してください。また、従業員の方々への周知もお願いします。

キャラクターについて

掲載しているキャラクターは、子どもや家族をテーマに、県内の小学生が考えた作品をキャラクター化したものです。少子化対策のイメージキャラクターとして、様々な場面で活用していきます。



ももっこカードの詳細はこちら →

【お問い合わせ】岡山県子ども福祉部子ども未来課
岡山市北区内山下2-4-6 TEL.086-226-7347



ももっこカードってなに？



みなさまの子育てを応援します！

「おかやま子育て応援パスポート(ももっこカード)」は協賛店で提示すると、いろいろな子育て応援サービスを受けることができるカードです。協賛店のご厚意により割引や特典などの独自のサービスを提供していただくことで、地域全体で子育てを温かく応援する仕組みです。



カードの種類



NEWS

2024年 1月15日スタート!

ももっこアプリ誕生!

現在地から協賛店を探せる! ●アプリ通知機能で子育て支援情報等をお届け!



協賛店になるとこんなメリットが!

- 子育てを応援する店舗としてイメージアップ
 - 協賛店ステッカーでPR
 - 店舗情報を県のホームページやアプリに掲載
- 協賛店の登録は 無料 / です!**



ご提供いただくサービス内容

- 内容は自由にご提供いただけます。未承く子育て支援を応援していただける内容をぜひご検討ください。
- 法令その他公序風俗に反するもの
 - 特定の政治活動や宗教活動に関するもの
 - 社会通念上、子育て支援の利用促進を図る対象として適当と認められないもの
 - その他当該事業の趣旨にそぐわないと判断されたもの

サービス内容例

- 子育て家庭を応援!**
- 授乳やおむつ替えなどの割引
 - 商品や飲食代、サービス料などの割引
 - ポイントアップサービス
 - おまけや、おまけ、商品、お菓子等のプレゼント
 - お買い上げ商品の無料発送
 - 頑張りポイント(マイル)を応援!
 - 預金やローン金利の優遇
 - ヘアケアや、カット料金割引
 - 入会金無料、受講料割引

- おでかけをサポート!**(インクルーシブ)
- 授乳やおむつ替えサービス提供
 - 幼児やおむつ替えサービス提供
 - トイレにベビーチェアあり
 - キッズスペースあり
 - ベビーカーの貸出サービスあり
- 多子世帯(子ども3人以上の世帯)を応援!**
- 運営サービスおよび子どもに合わせた特典やサービスの提供
 - 割引券、ポイントアップ
 - 貴重品のプレゼント



よくある質問

- Q.** 複数の店舗をまとめて申し込み可能ですか?
- A.** 可能です。協賛申込書に、店舗一覧表(任意形式)を添付してお申し込みください。
- Q.** サービスの利用に条件を付けることができますか?
- A.** 子どもの年齢や年齢などの利用条件がある場合には、申込書及び協賛店に確認するサービス内容表にその旨を明記してください。

子育て支援パスポート事業の全国共通展開について

全国共通展開にご協力ください。

2017年4月から47都道府県で「子育て支援パスポート」事業の相互利用が可能になりました。他の都道府県で取得された「全国共通パスポート」入り、パスポートを提示された方についても、「ももっこカード」と同様のサービス提供にご協力ください。

各自治体のパスポートについてはこちら→



ももっこカードアプリ版について

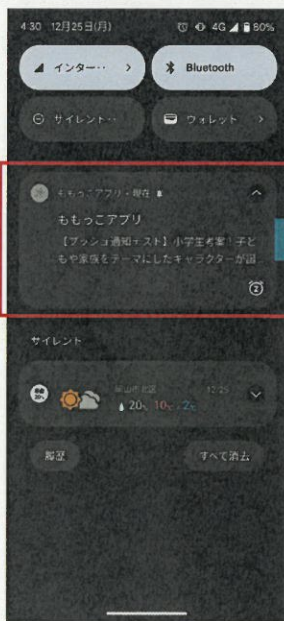
アプリの機能

- ① **ももっこカード表示(通常、プレミアム(多子世帯))**
- ② **位置情報等による協賛店検索**
 キーワード・50音・エリア・ジャンル・多子世帯サービス検索も付加
- ③ **プッシュ型情報発信 (ポップアップ通知)**
 居住地や子どもの年齢に対象を絞った通知も可能
- ④ **スライドバナーによる情報発信(トップ画面への表示)**
- ⑤ **お知らせ(トップ画面への表示)**
 居住地や子どもの年齢に対象を絞った通知も可能
- ⑥ **子育て支援情報ポータル**
 県・市町村の子育て相談窓口等の情報発信
- ⑦ **アンケート調査**
 居住地や子どもの年齢に対象を絞った調査も可能



表示等のイメージ

③プッシュ型情報発信



HPへリンク



⑥子育て支援情報ポータル



各支援情報等にリンク



